

令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第32号】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・・ 1

《所管事項説明》

- 1 令和7年度国民健康保険事業費納付金および標準保険料率について・・・ 3
- 2 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定
(最終案)について・・・ 7
- 3 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 11

(別冊)

「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」(最終案)

令和7年3月13日
医療保健部

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）」による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者（卒業見込者を含む）は、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許の取得が不要となります。

これを受け、児童福祉施設や高齢者施設等の職員配置基準において、「栄養士」の配置を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、要件を満たすこととするため「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等が公布されました（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

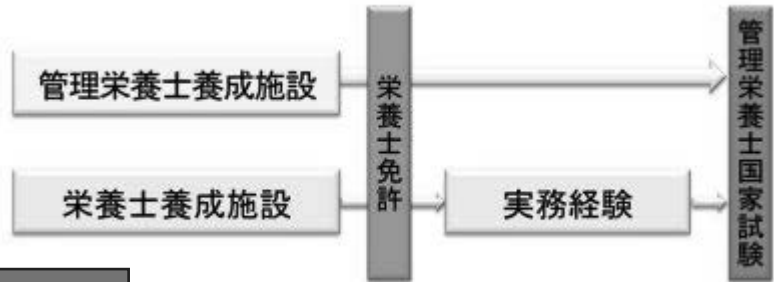
これらの府省令等の施行に鑑み、施設の運営等に関する基準において「栄養士」の規定を置く、12 の条例を一括で改正するものです。

【参考】第 14 次地方分権一括法による栄養士法の改正について

管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得が不要となった。

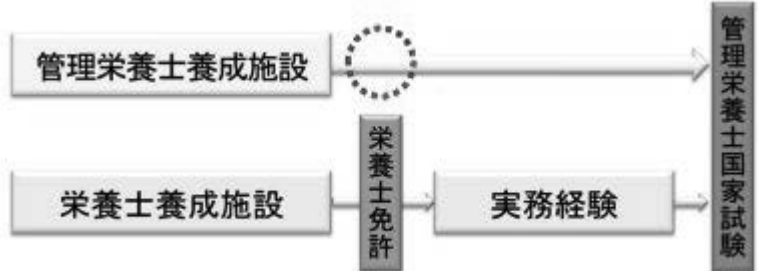
【現行】

管理栄養士養成施設卒業者[※]は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある。



【第 14 次地方分権一括法 施行後】

管理栄養士養成施設卒業者[※]については、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする。



※卒業見込者を含む

2 改正内容

- (1) 次の(2)に掲げる条例において、条文中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める等の規定の整備を行います。

【例】

第〇条 〇〇施設には、次の号に掲げる職員を置かなければならない。

例1： ○ 栄養士（→ 栄養士又は管理栄養士）

例2： ○ 栄養士又は調理員（→ 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員）

(2) 対象条例

- ①幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例
- ②三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑥三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑦三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑧三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑨三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑩三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑪三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑫三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 施行期日

令和7年4月1日

【所管事項説明】

1 令和7年度国民健康保険事業費納付金および標準保険料率について

1 経緯

- 国民健康保険の財政運営が平成30年度から都道府県単位化されたことをふまえ、第1期運営方針期間（平成30年度～令和5年度）では、安定的な財政運営をめざしつつ、そのメリットが発揮できるよう、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）に市町ごとの医療費水準を反映しない方向で取組を進め、令和5年度納付金において「納付金ベースの統一」を達成しました。
- 第2期運営方針期間（令和6年度～令和11年度）では、次の段階である「完全統一」を見据え、まずは緩やかな統一をめざしていくこととし、具体的には、市町村標準保険料率※（以下「標準保険料率」という。）の統一（一本化）に向けた取組を進めつつ、市町の保険料率を標準保険料率の一定の範囲内に収めることに取り組んでいくこととしています。
- こうした中、国が「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」で、全国において、令和15年度までに完全統一に移行することをめざすとしたことや、完全統一を条件とした財政支援が創設されたこと等を受けて、令和6年12月4日に開催した市町国保広域化等連携会議において、本県における完全統一の目標年度を令和15年度とすることについて合意を得ました。

※市町村標準保険料率とは、県内の他市町間で比較できるよう、県内統一の基準（3方式）で算定したもので、各市町の保険料率の標準的な水準を示すものです。

2 令和7年度納付金算定における変更箇所

- 各市町の保険料については、納付金をベースに、国・県交付金および一般会計繰入金等の収入や、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、算定を行っています。このため、完全統一にあたっては、各市町における個別の歳入・歳出項目を県全体の歳入・歳出項目に移行して納付金の算定対象とするか、または各市町個別の歳入・歳出項目に残しつつ、歳入は保険料抑制以外に活用する、歳出は保険料以外の市町独自の財源を充当することで保険料に影響しないような取扱いとする必要があります。
- 令和7年度納付金算定においては、公平性の観点から各市町の取扱いが揃っているもの、具体的には、歳出項目では出産育児諸費や葬祭費、審査支払手数料、歳入項目では出産育児諸費の財源となる出産育児一時金（法定繰入分）や、低所得者数に応じ保険料額の一定割合を公費で支援する保険者支援制度などについて、県全体の歳入・歳出項目に移行し算定を行いました。

なお、条例減免に関しては、各市町の基準を統一した後、県全体の歳出項目に移行することとし、また、保健事業等に関しては、地域の実情に応じて創意工夫ができるよう保険料に影響しないような取扱いとすることとしており、円滑な達成に向けて段階的に実施していくこととしています。

3 令和7年度納付金の算定状況

- 令和7年度の被保険者数の対前年度伸び率を3.91%減(287,468人)、保険給付費の伸び率を1.57%減と見込み、納付金については、市町の予算編成に支障が出ないよう、仮算定を上回る部分に財政安定化基金(財政調整事業分)(以下「財政安定化基金」という。)を約4.5億円投入した結果、総額は約445億円(対前年度2.34%減)、一人当たりでは154,717円(同1.63%増)となっています。(別表1参照)
- 納付金総額が前年度から減少したのは、一人当たり医療費は医療の高度化等によって引き続き増加するものの、年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等の影響により、被保険者数の減少幅が大きいために要因となっています。
- 市町別では、令和6年度に比べて納付金の負担が減る市町は21団体(負担減額は11億8,894万円)、増える市町は8団体(負担増額は1億2,364万円)となっており、納付金の負担が増加する市町における主な理由は、被保険者数の減少幅が小さいことや、令和6年度の納付金算定で、激変緩和措置(平成30年度～令和5年度)が終了した影響を緩和するために、令和6年度限りで財政安定化基金を投入したこと等によるものです。

4 令和7年度標準保険料率の算定状況

- 令和7年度標準保険料率については、別表2のとおりであり、完全統一に向けて、算定項目を移行し始めたばかりであるため、各市町の標準保険料率には、開きが生じています。なお、完全統一となると、直診勘定繰出金など例外的な取扱いをする項目を除き、標準保険料率は統一されることとなり、各市町は、県が算定する統一された標準保険料率により、賦課を行うこととなります。

5 今後の方針

- 県当初予算成立後、市町に対して正式通知するとともに、県ホームページで公表します。また、最新の納付金算定をもとにした、令和11年度の標準保険料率のシミュレーションを提供することで、各市町が保険料率を標準保険料率に近づけていく取組を支援していきます。
- 完全統一が目標どおり令和15年度に達成できるよう、完全統一に向けて必要となる取組や工程表の見直し等について、各市町との丁寧な議論を進めていきます。

令和7年度国民健康保険事業費納付金の推計(本算定)

別表1

令和7年度三重県全体の保険給付費は、**令和6年度に比べ▲1.57%の伸び率**

この財源に必要な各市町からの納付金の推計は以下の通り。1人当たり医療費は増加するものの被保険者数の減少により市町からの納付金は減少している。

【被保険者数】

(単位:人)

保険者名	被保険者数(推計)			
	令和6年度	令和7年度	増減	増減率
三重県	299,166	287,468	▲ 11,698	▲ 3.91%
津市	44,116	42,180	▲ 1,936	▲ 4.39%
四日市市	46,913	44,736	▲ 2,177	▲ 4.64%
伊勢市	22,590	21,565	▲ 1,025	▲ 4.54%
松阪市	28,563	27,435	▲ 1,128	▲ 3.95%
桑名市	21,308	20,199	▲ 1,109	▲ 5.20%
鈴鹿市	30,255	29,921	▲ 334	▲ 1.10%
名張市	13,759	13,256	▲ 503	▲ 3.66%
尾鷲市	3,358	3,198	▲ 160	▲ 4.76%
亀山市	7,518	7,441	▲ 77	▲ 1.02%
鳥羽市	4,669	4,438	▲ 231	▲ 4.95%
熊野市	3,708	3,508	▲ 200	▲ 5.39%
いなべ市	6,748	6,567	▲ 181	▲ 2.68%
志摩市	10,535	10,182	▲ 353	▲ 3.35%
伊賀市	14,562	14,004	▲ 558	▲ 3.83%
木曾岬町	1,273	1,268	▲ 5	▲ 0.39%
東員町	4,468	4,166	▲ 302	▲ 6.76%
菰野町	6,360	6,127	▲ 233	▲ 3.66%
朝日町	1,138	1,107	▲ 31	▲ 2.72%
川越町	2,103	2,123	20	0.95%
多気町	2,738	2,609	▲ 129	▲ 4.71%
明和町	4,212	3,959	▲ 253	▲ 6.01%
大台町	1,847	1,728	▲ 119	▲ 6.44%
玉城町	2,890	2,704	▲ 186	▲ 6.44%
度会町	1,581	1,510	▲ 71	▲ 4.49%
御浜町	2,028	1,999	▲ 29	▲ 1.43%
紀宝町	2,213	2,234	21	0.95%
大紀町	1,716	1,675	▲ 41	▲ 2.39%
南伊勢町	2,644	2,471	▲ 173	▲ 6.54%
紀北町	3,353	3,158	▲ 195	▲ 5.82%

【納付金比較】

(単位:円)

令和6年度 納付金額	令和7年度 納付金額			令和6年度→令和7年度		
	補てん前	各種補てん		差額 ④-①	増減率 ⑤/①	
		激変緩和(国・県) ※令和5年度にて 終了	財政安定化基金 (財政調整機能分)			算定結果 ②-③
①	②	③	④	⑤	⑥	
45,541,571,107	44,924,977,316		448,713,859	44,476,263,457	▲ 1,065,307,650	▲ 2.34%
6,718,861,199	6,574,516,328		60,971,074	6,513,545,254	▲ 205,315,945	▲ 3.06%
7,563,150,311	7,329,031,068		42,425,784	7,286,605,284	▲ 276,545,027	▲ 3.66%
3,218,331,939	3,262,622,614		54,191,692	3,208,430,922	▲ 9,901,017	▲ 0.31%
4,233,793,807	4,156,758,581		66,367,175	4,090,391,406	▲ 143,402,401	▲ 3.39%
3,514,510,773	3,400,473,733		18,322,285	3,382,151,448	▲ 132,359,325	▲ 3.77%
4,684,852,249	4,714,140,526		25,841,825	4,688,298,701	3,446,452	0.07%
1,897,872,620	1,959,287,131		19,898,470	1,939,388,661	41,516,041	2.19%
490,140,150	473,923,858		7,071,932	466,851,926	▲ 23,288,224	▲ 4.75%
1,101,761,434	1,143,188,533		10,320,519	1,132,868,014	31,106,580	2.82%
698,358,261	677,809,383		11,451,162	666,358,221	▲ 32,000,040	▲ 4.58%
516,573,504	493,381,476		6,609,168	486,772,308	▲ 29,801,196	▲ 5.77%
1,071,440,779	1,042,753,982		8,642,564	1,034,111,418	▲ 37,329,361	▲ 3.48%
1,590,392,769	1,554,734,188		28,092,037	1,526,642,151	▲ 63,750,618	▲ 4.01%
2,188,037,591	2,119,955,463		16,906,780	2,103,048,683	▲ 84,988,908	▲ 3.88%
211,140,470	218,528,757		1,351,364	217,177,393	6,036,923	2.86%
690,384,150	665,516,362		6,089,645	659,426,717	▲ 30,957,433	▲ 4.48%
993,173,266	960,388,844		10,079,352	950,309,492	▲ 42,863,774	▲ 4.32%
170,043,720	187,480,324		1,482,094	185,998,230	15,954,510	9.38%
340,687,198	357,380,107		3,347,172	354,032,935	13,345,737	3.92%
401,892,351	396,651,998		6,565,587	390,086,411	▲ 11,805,940	▲ 2.94%
633,215,852	609,209,368		8,570,911	600,638,457	▲ 32,577,395	▲ 5.14%
268,761,040	259,438,707		4,427,762	255,010,945	▲ 13,750,095	▲ 5.12%
427,227,534	427,099,667		3,954,119	423,145,548	▲ 4,081,986	▲ 0.96%
224,297,023	226,564,718		3,413,087	223,151,631	▲ 1,145,392	▲ 0.51%
276,017,478	289,651,516		1,524,571	288,126,945	12,109,467	4.39%
314,591,009	317,915,111		5,353,458	312,561,653	▲ 2,029,356	▲ 0.65%
257,630,140	250,017,400		3,277,188	246,740,212	▲ 10,889,928	▲ 4.23%
381,333,173	385,943,293		4,488,561	381,454,732	121,559	0.03%
463,099,317	470,614,280		7,676,521	462,937,759	▲ 161,558	▲ 0.03%

【1人当たり納付金比較】

(単位:円)

令和6年度 1人当たり 納付金	令和7年度 1人当たり 納付金	差額 ③-②	増減率 ③/①	
①	②	③	④	
152,228	154,717	2,489	1.63%	三重県
152,300	154,423	2,123	1.39%	津市
161,217	162,880	1,664	1.03%	四日市市
142,467	148,780	6,312	4.43%	伊勢市
148,227	149,094	867	0.59%	松阪市
164,939	167,442	2,503	1.52%	桑名市
154,846	156,689	1,844	1.19%	鈴鹿市
137,937	146,303	8,366	6.07%	名張市
145,962	145,982	21	0.01%	尾鷲市
146,550	152,247	5,697	3.89%	亀山市
149,573	150,148	575	0.38%	鳥羽市
139,313	138,761	▲ 553	▲ 0.40%	熊野市
158,779	157,471	▲ 1,308	▲ 0.82%	いなべ市
150,963	149,935	▲ 1,027	▲ 0.68%	志摩市
150,257	150,175	▲ 82	▲ 0.05%	伊賀市
165,861	171,276	5,415	3.26%	木曾岬町
154,517	158,288	3,770	2.44%	東員町
156,159	155,102	▲ 1,057	▲ 0.68%	菰野町
149,423	168,020	18,597	12.45%	朝日町
162,001	166,761	4,760	2.94%	川越町
146,783	149,516	2,732	1.86%	多気町
150,336	151,715	1,379	0.92%	明和町
145,512	147,576	2,064	1.42%	大台町
147,830	156,489	8,659	5.86%	玉城町
141,870	147,783	5,912	4.17%	度会町
136,103	144,136	8,032	5.90%	御浜町
142,156	139,911	▲ 2,245	▲ 1.58%	紀宝町
150,134	147,308	▲ 2,827	▲ 1.88%	大紀町
144,226	154,373	10,147	7.04%	南伊勢町
138,115	146,592	8,477	6.14%	紀北町

(注1)納付金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額をいいます。

(注2)医療費指数反映係数(α)=0で算定しています。

令和7年度標準保険料率

市町村名	令和6年度保険料（税）率			令和7年度保険料（税）率			増減（率・額）		
	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
津市	12.60	55,509	34,825	13.20	59,165	36,722	0.60	3,656	1,897
四日市市	12.91	56,935	35,670	13.11	58,769	36,461	0.20	1,834	791
伊勢市	12.00	53,044	33,117	12.72	57,113	35,374	0.72	4,069	2,257
松阪市	11.74	51,760	32,421	12.72	57,098	35,365	0.98	5,338	2,944
桑名市	12.51	55,175	34,577	12.98	58,215	36,098	0.47	3,040	1,521
鈴鹿市	12.61	55,494	34,851	13.14	58,904	36,549	0.53	3,410	1,698
名張市	11.81	52,191	32,603	12.87	57,756	35,787	1.06	5,565	3,184
尾鷲市	12.16	53,651	33,589	12.52	56,219	34,788	0.36	2,568	1,199
亀山市	11.91	52,628	32,875	12.88	57,762	35,800	0.97	5,134	2,925
鳥羽市	12.65	55,740	34,953	12.63	56,738	35,126	▲ 0.02	998	173
熊野市	11.33	50,182	31,201	11.29	50,934	31,316	▲ 0.04	752	115
いなべ市	11.85	52,306	32,712	12.65	56,819	35,182	0.80	4,513	2,470
志摩市	12.30	54,198	33,970	12.40	55,681	34,434	0.10	1,483	464
伊賀市	12.60	55,588	34,799	12.89	57,850	35,858	0.29	2,262	1,059
木曾岬町	11.76	51,964	32,416	12.55	56,337	34,865	0.79	4,373	2,449
東員町	12.71	56,071	35,106	13.03	58,438	36,244	0.32	2,367	1,138
菰野町	12.60	55,656	34,821	12.95	58,083	36,013	0.35	2,427	1,192
朝日町	11.44	50,703	31,499	12.90	57,884	35,879	1.46	7,181	4,380
川越町	12.09	53,100	33,424	13.05	58,524	36,307	0.96	5,424	2,883
多気町	11.84	52,311	32,638	12.57	56,435	34,929	0.73	4,124	2,291
明和町	12.43	54,867	34,317	12.51	56,183	34,763	0.08	1,316	446
大台町	11.78	52,078	32,486	11.82	53,192	32,799	0.04	1,114	313
玉城町	12.07	53,240	33,300	12.90	57,854	35,861	0.83	4,614	2,561
度会町	11.30	50,099	31,123	12.35	55,471	34,296	1.05	5,372	3,173
御浜町	10.46	46,253	28,840	12.30	55,287	34,176	1.84	9,034	5,336
紀宝町	10.58	46,991	29,121	11.17	50,418	30,978	0.59	3,427	1,857
大紀町	11.48	50,767	31,650	12.02	54,036	33,354	0.54	3,269	1,704
南伊勢町	10.96	48,469	30,232	11.84	53,293	32,866	0.88	4,824	2,634
紀北町	11.35	50,263	31,276	12.01	54,049	33,362	0.66	3,786	2,086
最大（率・額）	12.91	56,935	35,670	13.20	59,165	36,722			
最小（率・額）	10.46	46,253	28,840	11.17	50,418	30,978			
差	2.45	10,682	6,830	2.03	8,747	5,744			

*保険料（税）率は市町が決定するものであり、標準保険料率と実際の保険料（税）率とは異なります。

*標準保険料率は、各市町の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して算出したものです。

*保険料水準の統一に向けた取組において、市町は第2期三重県国民健康保険運営方針の対象期間である令和11年度までに、一定の幅を設けたうえでの標準保険料率への統一を行うこととしています。

【所管事項説明】

2 「三重県新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定（最終案）について

1 計画改定の経緯

本計画の改定にあたっては、昨年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会に中間案をお示しした後、パブリックコメントを実施したほか、感染症対策連携協議会における議論等をふまえ、別冊のとおり最終案としてとりまとめました。

2 パブリックコメント等の状況

(1) 意見募集期間

令和6年12月10日から令和7年1月10日まで

(2) 意見総数

パブリックコメントおよび市町に意見照会を行った結果、計7件の意見がありました。

(3) 主な意見の概要と対応

○パブリックコメントにおける意見および対応

【意見（第3部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション）】

患者情報については県民の感染対策に真に必要な情報に限って公表すべきであり、中途半端な個人情報の公表は感染対策に結びつかず、むしろ疫学調査を阻害することになりかねないため、公表基準について新型コロナの対応をふまえ何らかの記載ができないか。

【対応】

ご指摘をふまえ、記載内容に「県は、国における感染症の発生状況等に関する公表基準等の見直しをふまえ、必要な検討を行う」と追記しました。

○市町からの意見および対応

【意見（第3部第1章 実施体制）】

「市町が特定新型コロナウイルス等対策を実施するため必要があると認めるときは、県または他の市町に対して応援を求め（略）」と記載されているが、県外の市町村にも応援を求めることも想定が必要ではないか。

【対応】

ご指摘をふまえ、記載内容を「市町は、その区域に係る特定新型コロナウイルス等対策を実施するため必要があると認めるときは、県または他の市町村に対して応援を求め（略）」と修正しました。

○その他の意見および対応

令和6年12月に国による内容確認を受け、軽微な修正を行いました。

3 計画（最終案）の概要

（1）改定のポイント

- ① 平時の準備を充実
- ② 発生段階ごとの医療提供体制等の対策を具体化
- ③ 感染拡大防止と社会経済活動の両立を重視

（2）計画の概要

政府行動計画に基づき、新興感染症に対する平時および有事における13の対策項目を、3つの時間軸（準備期、初動期、対応期）で整理しました。

※9頁から10頁をご参照ください。

4 今後の進め方

令和7年3月末までに本計画を改定します。

また、本計画の改定後は、市町行動計画の改定が必要となりますので、今後は各市町に対して、情報提供、助言、質疑応答、進捗状況の確認等を行い、支援していきます。

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画（最終案）の概要〈各分野の取組①〉

対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化 関係機関の役割を整理するとともに、指揮命令系統等の構築、それぞれの役割を実現するための人材の育成や人員の調整、有事において縮小可能な平常業務の整理等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 海外等で新型コロナウイルス等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、感染症の専門家等との協議を緊急的に実施 政府対策本部の設置後、三重県新型コロナウイルス等対策本部等の有事の体制を立ち上げ、準備期における検討等をもとに、初動期における各対策を迅速に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間における対応が中長期にわたることも想定し、持続可能な実施体制を整備 感染症危機の状況ならびに県民生活および県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直し
② 情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 県内外の情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備するとともに、DXを推進 有事に収集・分析を強化する情報や把握手段の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 当該感染症のリスク評価体制を確立するとともに、感染症、医療の包括的なリスク評価や県民生活および県民経済の状況の収集を実施 得られた情報や対策を保健所設置自治体や県民等に迅速に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の判断にあたっては、感染症医療に関する包括的なリスク評価に加え、県民生活および県民経済に関する情報を収集の上、考慮
③ サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 国やJIHSを中心としたDXの推進にかかる取組状況を注視するとともに、必要に応じて協力 陽性率等も同時に把握できる急性呼吸器感染症サーベイランスをはじめ、平時からの感染症サーベイランスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、有事の感染症サーベイランスや疑似症サーベイランスを開始 リスク評価に基づき、感染症サーベイランス体制の強化等の必要性を評価 	<ul style="list-style-type: none"> 有事の感染症サーベイランス体制を整備し、発生状況や感染症の特徴等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施 新型コロナウイルス等の発生状況に応じて、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な実施体制の検討や見直し
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう、平時から感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスコミのありかたの整理・体制整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に備えて、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うとともに、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 双方向のコミュニケーション等を通じ、県民等の関心事項等をふまえて、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促進
⑤ 水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から検疫所や医療機関との連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関への影響を最小限に抑えるため、検疫所や医療機関と連携し、必要な防疫措置等の実施や入院調整等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期に引き続いて、状況の変化もふまえて、検疫所や医療機関と連携して必要な対応を実施
⑥ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 有事に備え、まん延防止対策の実施時に参考とすべき指標等の検討を行うとともに、有事の協力や影響の緩和のため、県民・事業者等の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策を実施することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命および健康を保護 感染拡大防止と県民生活および社会経済活動のバランスをとるため、病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切替え 新型コロナウイルス等の性状等に応じてアラートとして呼びかけるなど、広く周知するとともに、感染拡大防止への協力を呼びかけ

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画（最終案）の概要〈各分野の取組②〉

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑦ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国や市町のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能とする体制を整備するとともに、接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかな予防接種につながるよう、準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、接種会場や携わる医療従事者の確保等、接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づき、予防接種を実施 ・ 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する県民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置
⑧ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と医療機関等との間で、入院や発熱外来等を内容とする医療措置協定等を締結し、平時から医療提供体制を整備 ・ 医療機関等と協力して研修や訓練を実施し、医療人材や感染症専門人材を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国やJHSから提供された新型コロナウイルス等の発生状況や診断・治療に関する情報等を関係機関・関係団体に迅速に提供・共有 ・ 患者による相談・受診から入院までの流れを迅速に整備 ・ 流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対して、必要な医療を提供するよう要請するとともに、民間宿泊事業者に対して、宿泊施設の確保に係る協定に基づく宿泊施設の確保を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況等に応じて、初動期に対応した医療機関に加え、流行初期以降に対応する医療機関等に対して必要な医療を提供するよう要請 ・ 事前の想定と大きく異なる場合や予防計画に基づく体制を上回るおそれがある場合には、柔軟かつ機動的に対応を実施
⑨ 治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザ薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と連携し、医療機関等に対し、治療薬を適切に使用するよう要請 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、放出に備えて卸売業者等と必要な確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期の対応に加え、治療薬の流通状況を調査し、適正流通について周知 ・ 市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫が一定以下になった時点で、県の備蓄を放出
⑩ 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ JHSや地方衛生研究所等との連携強化や、県と医療機関や民間検査機関との間で、検査の実施に関する検査等措置協定を締結し、検査体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JHSによる検査方法の確立をふまえ、地方衛生研究所等における患者等から採取した検体の確定検査の実施や、流行初期から対応する協定締結検査機関に対して確定検査の実施を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行初期以降に対応する協定締結検査機関に対し、検査等措置協定に基づく検査の実施を要請 ・ 病原体の性状や流行状況等に基づき、検査の実施方針を決定するとともに、県民生活の維持を目的とした検査の利活用も考慮
⑪ 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所および地方衛生研究所等の体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所および地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認 ・ 患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所および地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察等を実施 ・ その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等をふまえ、地域の実情に応じて柔軟に対応
⑫ 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県による個人防護具の備蓄 ・ 医療措置協定等に基づく医療機関等における備蓄の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、必要な感染症対策物資を確保 ・ 個人防護具が不足するおそれがある場合等は不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を実施 	
⑬ 県民生活・県民経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の情報共有体制等の整備や、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内での新型コロナウイルス等の発生に備え、事業者や県民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要な対策の準備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期における対応をもとに、県民生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施 ・ 生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を実施

【所管事項説明】

3 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年11月21日～令和7年2月16日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和6年11月22日
3 委員	議長 曾我 俊彦 委員 福本 詩子 倉田 幸夫
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和6年12月4日
3 委員	議長 石田 亘宏 委員 奥田 勝利 岩田 麻美
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和6年12月6日
3 委員	議長 木村 英夫 委員 曾我 俊彦 他12名
4 諮問事項	北勢医療圏の病床整備について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和6年12月10日
3 委員	議長 青木 孝太 委員 服部 昭博 後藤 由紀子
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和6年12月16日
3 委員	議長 玉井 琢也 委員 山田 典一 他11名
4 諮問事項	北勢医療圏の病床整備について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和6年12月17日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 池田 智明 他25名
4 諮問事項	1 三重県地域医療支援センター キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの改訂について 2 医師偏在是正対策（総合的な対策のパッケージ等）及び広域連携プログラムの状況について
5 調査審議結果	キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの改訂について協議を行い、承認を得た。また、国が示す医師偏在是正対策の概要や広域連携プログラムの実施状況について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和6年12月18日
3 委員	議長 山中 賢治 委員 片岡 紀和 他17名
4 諮問事項	北勢医療圏の病床整備について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	令和7年1月28日
3 委員	会長 齋藤 洋一 委員 森川 将行 他18名
4 諮問事項	自殺対策について
5 調査審議結果	第4次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会三重県介護予防市町支援委員会
2 開催年月日	令和7年1月30日
3 委員	部会長 石田 亘宏 副部会長 伊東 学 委員 眞砂 由利 他7名
4 諮問事項	介護予防事業の取組について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会予防接種部会
2 開催年月日	令和7年1月31日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委員 坂倉 健二 他6名
4 諮問事項	1 予防接種に関する報告事項について 2 令和5年度三重県予防接種センター事業報告について 3 A類疾病の定期接種における接種率調査結果等について 4 令和7年度三重県予防接種センター事業の委託先選定について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医師の働き方改革部会
2 開催年月日	令和7年2月3日
3 委員	部会長 楠田 司 委員 池田 智明 他5名
4 諮問事項	1 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組について 2 医師の働き方改革施行後の調査結果について
5 調査審議結果	医師の働き方改革の施行に伴う県の取組状況及び医療機関の対応状況について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会
2 開催年月日	令和7年2月3日
3 委員	会長 鬼塚 俊明 委員 森川 将行 他11名
4 諮問事項	三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の進捗状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	令和7年2月4日
3 委員	部会長 池田 智明 委員 一見 良司 他15名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画（周産期医療対策）の進捗について 2 現状を踏まえた今後の周産期医療対策について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会
2 開催年月日	令和7年2月5日
3 委員	会 長 鬼塚 俊明 委 員 森川 将行 他12名
4 諮問事項	三重県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会心疾患対策部会
2 開催年月日	令和7年2月6日
3 委員	部会長 新保 秀人 委 員 新 達也 他8名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画の進捗について 2 三重県の循環器病の死亡率について 3 脳卒中や心臓病等に関する世論調査について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県糖尿病対策懇話会
2 開催年月日	令和7年2月7日
3 委員	座 長 住田 安弘 副座長 曾我 利彦 委 員 池山 朱美 他8名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画における糖尿病対策分野の進捗状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会脳血管疾患対策部会
2 開催年月日	令和7年2月12日
3 委員	部会長 鈴木 秀謙 委員 伊東 学 他7名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画の進捗について 2 三重県の循環器病の死亡率について 3 脳卒中や心臓病等に関する世論調査について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	令和7年2月12日
3 委員	部会長 池田 智明 委員 梅田 佳樹 他12名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画（災害医療対策）の進捗について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和7年2月13日
3 委員	会長 石田 亘宏 副会長 福森 哲也 委員 伊藤 卓也 他11名
4 諮問事項	みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画）の取組について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会社会連携・リハビリ部会
2 開催年月日	令和7年2月14日
3 委員	部会長 百崎 良 委員 奥田 隆利 他11名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画の進捗について 2 三重県の循環器病の死亡率について 3 脳卒中や心臓病等に関する世論調査について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	